

受付番号 第 号
2005年12月5日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 1 番 答弁者 助役

質問事項 残土での埋め立て（ゴルフ場）の経過や背景について

《質問要旨》

1. 現状

岐阜国際カントリーのゴルフ場の現在の14番ホールあたりを建設残土で埋め立てる問題で(以下、第二事業という)、この業者は森林法違反で今年2月18日に県の指導を受け、残土の搬入がストップした(私は今年3月18日に一般質問)。ゴルフ場の残土埋め立ては、2002(H14)年12月12日付けで、県によりゴルフ場コース改変協議の承認がされたもので2005(H17)年12月30日までとなっている。

- ① 森林法違反について、3月議会の答弁は、「現在は復旧計画の審査中であることから、答えることができない」との連発であった。その後、どうなっているのか、簡潔に答弁を。
- ② 違反行為の復旧は、いつごろ、どこが、どのように施工するのか。
- ③ 第二事業はこれで中止もしくは廃止されたのか、あるいは継続される余地はあるのか。

2. 不法投棄

当該第二事業の埋め立て業者の「西部開発」代表・山本某らは、今年10月、瑞浪での産廃の不法投棄容疑で逮捕・起訴された。逮捕後の報道などによると、彼らは「山県市、岐阜市など県内の他の3箇所でも不法投棄した」と供述しているという。

第二事業の「特に当初のころに」、地域の住民からは、遠方の北陸や愛知のナンバーの大型トラックが早朝から来ているとか、夜にトラックが来たと、懸念されていた。

市は、「単独で、時には県と、検査に入っているから大丈夫」、といつも答えていた。しかし、どうみても、被告らが「山県市」というのは、この「岐阜国際C, C」しかない。

- ④ 市は、住民のそのような懸念や声にどう対応したのか。
- ⑤ 市は、その経緯や状況について、今から振り返ってどう考えているのか。
- ⑥ 県警などには、適切に情報提供をしているのか。

3. 第一事業について

第二事業に先立って、他の業者がこの谷に重機を用い、「物」を搬入していたこと(以下、第一事業という)について質問する。

- ⑦ いつからいつまで(年月日)、どのような経緯と目的で、何を入れたのか。
- ⑧ そもそも、市(旧高富町)が第一事業を承認などしたからか。
- ⑨ その承認等は、書面的に合併前高富町長もしくは担当の印がある書類なのか、それとも口頭の了解なのか。
- ⑩ この業者からは、いつごろから高富町に接触があり、どれくらいの期間およびどの機関の協議をへて、承認・了解等したのか。
- ⑪ かかる事案についての法律違反行為があった。その説明を求める。
- ⑫ 県は、それに対して、いつから、どのように関与し、どのように指導助言してきたのか。
- ⑬ 結局、その法律違反行為については、いつごろ、どのように対応、処理されたのか。
- ⑭ なぜ、公表しなかったのか。
- ⑮ その事業者もしくは中心人物は岐阜市椿洞の不法投棄事件の張本人の疋田某なる人物と理解されるが間違いないか、違うなら誰か。
- ⑯ 疋田某であるとして、2004年3月に当該岐阜市の不法投棄が発覚してのち、国や県、警察に第一事業のことを伝えたのか、伝えていないのか。その理由は。

4. 両方の関係性

- ⑰ 当初埋め立ての関連について第一事業の上にそのまま第二事業の残土が埋められているということか。
- ⑱ 仮に、第一事業が第二事業のように県の承認手続きを得て実行されていたら、すなわち、疋田某らが手続きを踏んでいたら、第二事業(申請分)のような大規模な埋め立てが実行されていたと考えられるのか、否か。

5. 今後の施策

- ⑲ 残土などの埋め立ては各地で問題を起こしている。山県市は、市民の健康や、環境、財産を守るために、残土の埋め立てに関する条例を制定し規制すべきではないのか。

以 上